

上牧町地域公共交通協議会設置規約

(設置)

第1条 地域における需要に応じた町民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、上牧町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- 2 地域の公共交通のあり方、改善、利便の向上等に関すること。
- 3 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項に規定する地域公共交通会議として、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送について必要な協議を行うこと。
- 4 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画を作成する場合は、同法第6条第1項に規定する協議会として、当該地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。
- 5 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 上牧町
 - (2) 公共交通事業者
 - (3) 公共交通事業者が組織する団体
 - (4) 公共交通事業者の運転者が組織する団体
 - (5) 道路管理者組織
 - (6) 国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局
 - (7) 奈良県及び奈良県公安委員会
 - (8) 商工事業者及び関係団体
 - (9) 住民組織団体
 - (10) その他会長が交通会議の運営上必要と認める者
- 2 委員については、協議会に代理の者を出席させることができる。
- 3 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長)

第7条 協議会の会長は、委員の互選とする

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、副会長を委員の中から指名する。
- 4 会長は、監事を委員の中から指名する。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

(監事)

第9条 監事は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監事は、会計監査の結果を、協議会の会議において報告する。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議は、原則として公開する。

(分科会)

第11条 協議会は、協議内容その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、分科会を置くことができる。分科会に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(書面決議)

第12条 会長が必要と認めたときは、書面決議により、議事を決することができる。

(協議結果の取扱い)

第13条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費及び財務に関する事項)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

- 2 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員が協議会に出席したときは、上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年3月条例第2号)別表に規定する都市計画審議会の委員の例により報酬及び費用弁償を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政関係者、交通事業者等については、報酬及び費用弁償を支給

しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(事務所)

第17条 協議会の事務所は、奈良県北葛城郡大字上牧3350番地上牧町役場内に置く。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和8年2月19日から施行する。